

永島配水池ほか清掃点検業務委託

特記仕様書

令和8年度

佐賀西部広域水道企業団

1. 目的

本仕様書は、永島配水池ほか清掃点検業務委託に適用するものであり、受注者（以下「乙」という。）は、本特記仕様書、設計書及び図面に準拠し、佐賀西部広域水道企業団（以下「甲」という。）監督員の承認及び指示に従って実施するものとする。

2. 一般事項

(1) 委託番号、委託業務名及び履行場所

委託番号 浄水委託 R8 第 43 号

委託業務名 永島配水池ほか清掃点検業務委託

履行場所 武雄市武雄町及び朝日町地内

(2) 履行期間

自 令和 8 年 月 日

至 令和 8 年 月 日

(3) 対象施設

永島配水池

朝日配水池

3. 業務内容

本業務は永島配水池、朝日配水池の運用を継続した状態で、底面堆積物の除去を行うものであり、また合わせて配水池等内の点検を行うものである。

(1) 配水池等清掃

① 配水池等内の堆積物を潜水土により池外へ吸引除去するものとし、吸引除去できないものについては、潜水土により池外へ引き揚げるとする。

② 潜水土により引き揚げた異物及び吸引した堆積物については簡易濾過装置で濾過したうえで、それぞれ廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処分するものとする。

(2) 配水池等点検

潜水土により、配水池等内の状態を目視点検するものとする。なお、点検項目については下記の通りとする。

ア. 壁面、床面、天井の異常の有無

イ. 塗装状態の異常の有無

ウ. 流入管及びオーバーフロー管等の異常の有無（支持金具を含む）

エ. 配水管、ドレン管の異常の有無

オ. タラップ、ステージの異常の有無

4. 提出書類

乙は、設計書、本特記仕様書に基づき細部を検討の上、つぎの書類を提出するものとする。

- | | | |
|-------------------|-----|-----------|
| (1) 業務計画書 | 2 部 | 契約後ただちに |
| (2) 業務報告書（記録写真含む） | 1 部 | 業務完了後速やかに |
| (3) 潜水土免許の写し | 1 部 | 業務実施前までに |

- | | | |
|-------------------|-----|----------|
| (4) 高気圧業務健康診断書の写し | 1 部 | 業務実施前までに |
| (5) 検便検査書の写し | 1 部 | 業務実施前までに |
| (6) その他監督員が指示する書類 | | |

5. 衛生管理

- (1) 池内で作業に従事する作業員（潜水土）に対して、水道法第21条及び水道法施行規則第16条の規定に基づく健康診断（検便検査）を行い、その結果を監督員に提出すること。
- (2) 池内で作業に従事する作業員（潜水土）に対して、高気圧作業安全衛生規則に基づく高気圧業務健康診断を行い、その結果を監督員に提出すること。
- (3) 潜水土の装備及び機材は、水中作業毎に、水道用次亜塩素酸ナトリウムによる遊離残留塩素濃度10mg/l 以上20mg/l 以下の消毒液にて、十分に殺菌消毒を行うこと。
潜水土は完全被服のドライスーツ・フード・手袋等を着用すること。
- (4) 池内で使用する全ての機材は、消毒を施したブルーシート上に置くこと。
- (5) 潜水土は、池内作業中に皮膚や毛髪等が直接水に触れないようにすること。
- (6) 池内作業中、潜水土の排気泡は直接水中に排出させないようにフィルター等を介して排出するか、若しくは配水池外に放出すること。

6. その他

- (1) 本業務は運用中の配水池内で履行するものであるため、作業前に監督員と充分協議を行い、施設の運用に支障をきたすことのないよう細心の注意を払い、安全・衛生面に充分留意し、不潔な行為等は絶対行わないこと。また、池内作業中に潜水土が配水管に吸い込まれないように、安全対策を講じること。
- (2) 業務履行の際、建造物、施設、その他器物等に傷をつけないよう充分注意すること。
- (3) 万が一、施設の運用に支障をきたした場合、または構造物等に損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い、速やかに復旧しなければならない。なお、これに要する費用は全て乙の負担とする。
- (4) 池内作業に使用する潜水機具は、安全を期するためフーカ式潜水器具に準じたものとし、池内作業中は、水中電話装置により常時連絡が取れるようにしておくこと。
- (5) 潜水作業に当たっては安全第一とし、労働環境の安全衛生、公害防止を徹底し、危険防止設備等を設け、安全対策を十分に行うこと。なお、安全対策に要する設備、機材等の費用は、全て乙の負担とする。
- (6) 本業務において、発生した産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処分すること。